

ひろしん為替自動振込規定

1. 届け出

為替自動振込のお取扱いに当たっては、予め振込期間、振込指定日、振込金額、受取人等をご指定のうえ、当金庫へお届けください。

当金庫は、振込指定日に、指定された振込金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ振込みます。この場合、預金引落通知および振込領収書の発行等は省略させていただきます。

2. 振込指定日

振込指定日が休日の場合は、表記指定により処理いたします。なお、指定振込月に該当する日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

3. 振込金額

振込金額は、「毎月一定金額の振込」、「月毎に指定された金額の振込」のいずれかをあらかじめご指定いただきます。

4. 手数料

当金庫所定の手数料を振込金額引落し時にいただきます。手数料改定の際は、改定日以降、新手数料をいただきます。

5. 振込金額、手数料の引落し

(1) 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により行います。

(2) 振込金額、手数料の引落し時に、指定預金口座の残高が、この依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約により支払うべきものとの総額に満たない場合はそのうちどれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. 振込不能の扱い

(1) 決済未確認の資金を除いた指定預金口座の残高が、振込指定日の当金庫所定の時刻に振込処理したときに振込金額および手数料に満たない場合は、特に通知せずその月の振込を取り止めます。

(2) 振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合も、特に通知はせずその月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

7. 振込内容の変更、停止、取り止め等

振込内容等を変更する場合は変更届を、次回のみ振込を停止する場合は停止届を、また振込を取り止める場合は解約届を、振込指定日の前営業日までに提出してください。

8. 解約

この契約は、次の理由が生じた場合には、解約したものとし、解約通知は省略させていただきます。

- ・振込期間の満了
- ・指定預金口座が解約された場合
- ・当金庫が必要と認めた場合

9. 免責事項

(1) やむを得ない事由による通信機器、回線およびコンピューター等の障害、ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 本契約による取扱いについて、万一紛議が生じても当金庫の責によるものを除き、当金庫は責任を負いません。

10. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)